

庄屋の働き

庄屋は藩政時代に村のとりまとめ役でした。村人に対して権限はありましたが、責任もありました。資料整理をしていると、庄屋が災害を防ぐために堤防やため池、用水路を築いたり、災害時に村人の保護や救済に当たったり、災害後に藩に年貢の減免や免租を要請するなど、さまざまな面で村人のために尽くしていた様子を知ることができます。

徳島県の島田村（現徳島市）の庄屋・楠藤（なんとう）吉左衛門は、水不足に悩む村人の姿を憂い、元禄5年（1692）に幅10間、長さ200間の用水堀を掘ることを郡奉行所に願い出ました。2年後に計画の半分の規模で許可がおりたため、農民総動員で出役し、水源地掘削工事を始めましたが、水はいっこうに出来ませんでした。しかし、吉左衛門は諦めずに水源地を探し求めて掘削し、ついに元禄12年（1699）に水源地の開削に成功しました。この間に、吉左衛門は父祖伝来の田畑19町歩ほか多くの私財を費やしていました。用水は袋井用水と名付けられ、島田、庄、蔵本各村の数百町歩の干ばつ被害を救うことになりました。（「四国三郎物語」1997年による）

香川県の鴨部東山村（現さぬき市）の庄屋・矢田助右衛門は、深谷川に堤を築いて水を溜め、下流に50町歩の水田をつくる計画を立てました。藩に許可を嘆願したところ、築堤付近の岩盤が傾斜しているため貯水が無理との理由で許可がおりませんでした。助右衛門は諦めきれずに重ねて嘆願し、水を溜めることができなければ腹を切るという決意を示し、工事は許可されました。難工事でしたが、命がけで取り組んだ助右衛門の思いが工事に携わる人にも通じて、ついに白川原池が完成しました。元禄13年（1700）に助右衛門が亡くなった後、村人たちは感謝して、干ばつ時にも矢田家の田だけは水を絶やすことがないように、能徳池という小さなため池を築きました。（「志度町史」1970年による）

愛媛県の片平村（現松山市）の庄屋・今村久兵衛は、寛永7年（1630）の大干ばつに際して、稲田に平年の収穫が見込めないため、代官所に検見（作柄を見て貢租を決めること）を願い出ましたが、一分の減損も許さないと聞き入れられませんでした。農民たちは自暴自棄に陥り、貢租を免れるため稲を焼き払ってしまいました。多くの農民が藩に拘束されて取り調べを受ける中、村の人々の苦境に鑑み、久兵衛は火を放ったのは自分の一存によるものであると申し出て捕らえられ、朝生田原ではりつけ処刑されました。村人たちは、久兵衛の徳を偲び、死後99年後に長徳寺境内に墓と祠を建てました。（「伊豫史談第42号」1925年による）なお、平成21年には古川北二丁目に顕彰碑も建立されています。

高知県の国見村（現四万十市）の庄屋・中平宗兵衛は、宝永元年（1704）の検見の時に役人に作柄の良くない凶作地ばかりを見せて、少しでも年貢を減らしてもらおうと計画しました。これは、元禄13年（1700）から続いた中筋川の洪水により困窮する村人の姿を見て、宗兵衛が考えた止むに止まれぬ苦肉の策でした。ところが、村人の一人がその計らいを役人に告げたため、宗兵衛は捕らえられ、翌年斬罪に処せられました。しかし、宗兵衛の死は藩の考えを改めさせる契機となり、その後国見の土地は明治9年（1876）の地租改正まで捨地（免租地）となりました。村人は宗兵衛の徳を慕い、若宮神社にその霊を祀りました（現在は天満宮に合祀されています）。（「土佐史談第61号」1937年による）

庄屋は、村人のために尽くし、それ故に多くの村人から慕われる存在でした。